

○由仁っ子医療費の助成に関する条例

平成16年6月21日条例第16号

改正

平成18年9月28日条例第25号

平成20年3月18日条例第32号

平成20年6月25日条例第39号

平成21年3月24日条例第4号

平成23年6月30日条例第6号

平成24年3月14日条例第6号

由仁っ子医療費の助成に関する条例

由仁町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和47年由仁町条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、由仁っ子医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって由仁っ子の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「由仁っ子」とは、満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、由仁っ子の親権を行う者、後見人その他の者で現に由仁っ子を監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （4）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （5）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （6）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額）と当該疾病又は負傷について他の法令等

の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が、当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

9 この条例において「特定滞納者」とは、規則で定める町の債権の滞納者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）納税又は納付の交渉に応じない者
 - （2）納税又は納付の交渉に応じるが、納税又は納付の意思を示さない者
 - （3）納税又は納付の分納に応じない者
 - （4）納税又は納付の分納に応じるが、理由なく履行しない者
- （対象者）

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ由仁町内に住所を有する世帯に属する由仁っ子とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている由仁っ子
 - （2）児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している由仁っ子
 - （3）保護者が特定滞納者である由仁っ子
- （対象者の認定等）

第4条 保護者は、町長に対象者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める対象者と認定したときは、申請者に受給者証

を交付しなければならない。

(基本利用料の助成額)

第5条 町長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の範囲)

第6条 町長は、医療費から食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。ただし、所得の額が規則で定める額以上である保護者(由仁っ子の生計を主として維持する者に限る。)に監護されている由仁っ子にあっては、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に対して助成する。

(助成の方法)

第7条 前条の規定による助成は、町長が医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、保護者からの申請により直接支払うことができる。

(助成の申請期間)

第8条 前条第2項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。

(届出の義務)

第9条 対象者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第10条 町長は、偽り、その他不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月28日条例第25号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日条例第32号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月25日条例第39号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月14日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○由仁っ子医療費の助成に関する条例施行規則

平成16年7月20日規則第11号

改正

平成17年9月30日規則第19号

平成18年9月28日規則第24号

平成20年9月26日規則第35号

平成21年9月1日

平成23年6月30日規則第11号

平成25年3月29日規則第15号

平成27年6月24日規則第18号

由仁っ子医療費の助成に関する条例施行規則

由仁町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年由仁町規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、由仁っ子医療費の助成に関する条例（平成16年由仁町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部負担金）

第2条 条例第2条第5項の規定による一部負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

（一部負担金と基本利用料の合算）

第3条 前条の場合であって受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

（町の債権）

第3条の2 条例第2条第9項に規定する町の債権とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1） 由仁町税条例（昭和29年由仁町条例第9号）に規定する町税
 - （2） 由仁町国民健康保険税条例（平成20年由仁町条例第47号）に規定する国民健康保険税
 - （3） 由仁町水道事業給水条例（平成18年由仁町条例第38号）に規定する水道料金
 - （4） 由仁町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成6年由仁町条例第16号）に規定する農業集落排水施設使用料
 - （5） 由仁町営住宅管理条例（平成9年由仁町条例第13号）に規定する町営住宅家賃
 - （6） 由仁町産業住宅家賃条例（平成2年由仁町条例第23号）に規定する産業住宅家賃
 - （7） 由仁町特定公共賃貸住宅家賃条例（平成8年由仁町条例第9号）に規定する特定公共賃貸住宅家賃
 - （8） 由仁町立保育所条例（昭和47年由仁町条例第24号）に規定する保育料
 - （9） 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例（平成22年由仁町条例第5号）に規定する学校給食費
- （条例第6条に規定する所得の額等）

第4条 条例第6条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

（受給資格者の認定申請）

第5条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、由仁っ子医療費受給資格認定申請書（別記第1号様式。以下「認定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- （1） 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）
- （2） 保護者（由仁っ子の生計を主として維持する者に限る。）の所得の状況を明らかにする書類
- （3） 由仁っ子の属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合は、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず認定申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第6条 町長は、前条の規定により認定した者について、由仁っ子医療費受給者台帳（別記第2号様式）に登録し、由仁っ子医療費受給者証（別記第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、由仁っ子医療費受給者証再交付申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から同月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の提示)

第7条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

(助成の申請)

第8条 条例第7条第2項に規定する助成の申請は、由仁っ子医療費助成申請書（別記第5号様式）に療養等に要した費用に関する証拠書類を添えて申請しなければならない。

2 前項の証拠書類について、公簿等で確認することができる場合は、省略することができる。

(助成額の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ支払額を決定し、由仁っ子医療費支給決定通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(条例第5条に規定する額等)

第10条 条例第5条に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。）に規定する額とする。

(受給資格の喪失及び届出等)

第11条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 町に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条のただし書に該当するに至ったとき。

2 前項の規定に該当するときは、速やかに由仁っ子医療費受給者資格喪失届（別記第7号様式）に受給者証を添えて町長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第12条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、由仁っ子医療費受給資格変更

届（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (2) 住所に変更があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(補則)

第13条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第19号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日規則第24号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日規則第35号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月24日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

第4条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。）とし、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条において準用する同令第1条に定める額（第11条において読み替えた後の額）とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第2条の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第3条の規定によるものとする。

別記第1号様式 (第5条関係)

別記第2号様式 (第6条関係)

別記第3号様式その1 (第6条関係)

別記第3号様式その2 (第6条関係)

別記第3号様式その3 (第6条関係)

別記第4号様式 (第6条関係)

別記第5号様式 (第8条関係)

別記第6号様式 (第9条関係)

別記第7号様式 (第11条関係)

別記第8号様式 (第12条関係)